

第5回 三番瀬再生会議の開催結果（概要）

- 1 日 時 平成17年5月18日（水）午後6時～9時
- 2 場 所 浦安市中央公民館
- 3 出席者数 委員17名 オブザーバー7名
- 4 参加人数 102人
- 5 会 議

（1）第1回から第4回再生会議の結果について
資料に基づき確認した。

（2）報告事項について

- ・ 三番瀬フェスタ「『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」の開催結果について、大野委員から報告があった。
- ・ 平成17年度三番瀬自然環境調査について
- ・ 平成17年度市川泊地・航路の維持浚渫工事について
- ・ 三番瀬漁場再生調査事業について
資料に基づき、県から報告した。

（3）三番瀬再生計画について

前回諮問のあった「基本計画素案」について、各委員及び県民等からの意見を基に、議論が行われた。

委員等からの主な意見は次のとおり。

〔全体について〕

（委員の意見）

- ・ 第2湾岸、江戸川左岸流域下水道計画は、県の計画であり、三番瀬再生計画も県の計画である。同じ知事が示す計画だから公共事業としてどのように整合をとるのがかを明確にすべきである。
- ・ 習志野と船橋の道路の渋滞のような問題については、原則くらいは再生会議できちんとしておくことが大事である。また再生会議としての主体的な発信をすべき。

〔1ページ関係、はじめに〕

（委員の意見）

- ・ 再生に向けて講ずべき事業には、まちづくりなど関係市の事業も入ってくるのが普通なので、「県が主体となって実施する事業を中心に、」の後に「関係市が実施する事業を県が調整しつつ三番瀬再生計画としてとりまとめます。」とすれば関係市が実施する事業は県が調整し、調整が整ったものだけが載るといふ趣旨が活かされると思う。

(4市のオブザーバーとしての発言)

- ・ 県の再生計画案は、千葉県が中心になって、県の計画としてここに提案しているものと理解している。その理念、方針については尊重する。しかし、市はそれぞれ、市民の意見を聴き、議会に諮って作成した行政計画をもっている。持ち帰って市としての議論をしたい。

各委員の意見も受けて、会長のまとめは次のとおり。

〔全体について〕

ア 後藤委員、佐野委員の意見について

- ・ 再生会議において全ての公共事業については是非を判定することはできない。県の事業あるいは、県が関わる事業が三番瀬の保全と再生に抵触しないことは当然である。
- ・ 公共事業の担当部門には、計画段階における実施方法の十分な検討と事後のモニタリングを求めていく。

イ 木村委員の会議からの情報発信等意見について

- ・ 韓国でも三番瀬は知られており、埋立計画が中止になり、再生のための円卓会議が県民参加型で議論されていることが大きなメッセージである。
- ・ 円卓会議の2年間の議論の中で、それが大きなちからになった。
- ・ この会議のミッションは、三番瀬の再生をどうやって確立していくかである。

〔1ページ関係、はじめに〕

ア 後藤委員、倉坂委員ほかの意見について

- ・ 県以外のそれぞれの主体による意思決定をしばることはできない。
- ・ 県と4市の間にはそれぞれ関係があり、県に調整の役割を發揮してもらおうという意見があり、それを含めて検討する。
- ・ 条例要綱案の中では、県と市の協定という形を提案している。お互いの計画を尊重しながら協力して進めるということを、1ページと33ページの推進体制で表現していくことを検討する。
- ・ 関係のない事業が三番瀬の再生を妨げないということ、再生を積極的にやっていくという表現をそれぞれのところで入れていく。

イ 後藤委員の意見について

- ・ 徹底した情報公開と住民参加をどこかに表現するよう検討する。

ウ 竹川委員の会場での意見について

- ・ 県の基本計画案にとりこまれない円卓会議案の部分については、尊重してもらいたい旨を盛り込むこととしたい。

〔3ページ関係、背景〕

ア 佐野委員、清野委員の意見について

- ・ 歴史について、もう少し補い書いてほしいという意見と工藤委員から既に書いてあるという意見を勘案し、コンパクトに整理したい。

イ 佐野委員の意見について

- ・泥干潟（猫実川河口）については、円卓再生計画案を踏まえつつ、今後、さらに細部をつめた事業計画として諮問され、重要事項が報告される場面で議論できるので、基本計画にはあいまいさを残した記述としたい。

ウ 川口委員の会場での意見について

- ・再生の概念は、みんなそれぞれ違う。方向性は出たが、定量的な合意はできていないので、順応的管理で一步一步進めていくしかない。

〔4ページ関係、背景〕

ア 米谷委員の意見について

- ・わかりやすい図面が円卓会議案にあれば、入れるように工夫したい。

〔5ページ関係、再生の目標〕

ア 川口委員、工藤委員の意見について

- ・護岸の整備等と防災については、防災の視点を踏まえた記載を検討する。

イ 後藤委員の意見について

- ・干潟と浅海域という言葉はどう使っていくのかということについては、海の環境を守っていこうという趣旨が誤解のないように伝わるように整理する。

ウ 佐野委員の意見について

- ・漁業者の経験的知見を科学的知見で補うことについては、漁業者は経験的知見と科学的知見を併せ持っており、修辞の問題と考える。

エ 後藤委員の意見について

- ・親水性に係るパブリックアクセスの向上に関する意見はそのとおりであり、修正したい。

〔6ページ関係、再生の目標〕

ア 米谷委員、吉田委員、清野委員の意見について

- ・円卓再生計画案48ページの図の取扱いについては、載せるのであれば説明が必要である。次回、議論を深めることとする。

イ 工藤委員、吉田委員の意見について

- ・工藤委員、吉田委員の意見を踏まえて整理する。なお、工藤委員の意見は、県の基本計画案にグラフとして整理されている。

ウ 短期目標、長期目標に対する意見について

- ・目標期間を設定するには、県の計画である以上、裏付けが必要となる。基本計画は方向を示し、事業計画の中で具体的に目標期間を設定し展開してもらう、それをモニタリングするという形で整理する。

〔7ページ関係、再生に当たっての進め方〕

ア 吉田委員、後藤委員、中田委員の意見について

- ・各委員の意見を踏まえて整理する。

イ 佐野委員の意見について

- ・事業の〔中止〕については、「見直し」の中に含まれる。

ウ 後藤委員の意見について

- ・「環境団体」を区別することではなく、「NPO」に含まれる。

〔 8 ページ関係、東京湾の再生につながる広域的な取組〕

ア 工藤委員の意見について

- ・東京湾の評価についての意見は微妙な表現なので工藤委員と相談する。

〔 11 ページ関係、干潟・浅海域〕

ア 佐野委員の意見について

- ・猫実川河口域の評価に関する問題なので、3ページの背景と同じように整理する。

〔 12 ページ関係、干潟・浅海域〕

ア 佐野委員の意見について

- ・図についての意見は、円卓再生計画案 48ページの表と一体として議論する。

〔 13 ページ関係、生態系・鳥類〕

ア 竹川委員の意見について

- ・泥干潟の部分について、先ほどと同じような整理する。

〔 14 ページ関係、生態系・鳥類〕

ア 蓮尾委員の意見について

- ・鳥類の写真については、間違っているので修正する。

〔 15 ページ関係、漁業〕

ア 中田委員、工藤委員、後藤委員の意見について

- ・漁業者による環境保全的な役割について、記載場所を整理する。
- ・中田委員の意見を踏まえた修正を行う。
- ・「地産地消」については書くとして、その他は事業計画レベルで整理する。

〔 17 ページ関係、水・底質環境〕

ア 蓮尾委員の意見について

- ・重みをどちらにおくかの問題であり、修正する必要がある直す。

イ 佐野委員の意見について

- ・円卓再生計画案にもあり青潮の発生源として、適切な言葉を使って整理する。

〔 19 ページ関係、海と陸との連続性・護岸〕

ア 佐野委員、工藤委員、竹川委員、米谷委員の意見について

- ・護岸検討委員会が近々立ち上がる見込みであり、円卓再生計画案を踏まえながらチェックする。

〔 21 ページ関係、三番瀬を活かしたまちづくり〕

ア 佐野委員、竹川委員、村木委員、後藤委員の意見について

- ・それぞれの意見をどこまで基本計画で書くかを整理する。

〔 25 ページ関係、維持・管理 〕

ア 工藤委員の意見について

- ・漁業権の関係は工藤委員の意見・精神を生かす形で整理する。

〔 26 ページ、ラムサール条約への登録促進 〕

ア 佐野委員の意見について

- ・ラムサール条約の関係は円卓再生計画案に書かれているのでそれを使う。それと基本計画素案がどうかを整理する。

会長による会議全体のまとめ

- 1．基本計画素案に対する修正は必要不可欠な点に限定する。
- 2．具体的な答申は「ここをこのように直すこと」という意見を出すこととし、全員が一致したものとする。
- 3．全員が一致したものであっても、事業計画・実施計画の中で記述すれば良いものは事業計画・実施計画の中で扱う。
全員が一致しない点については、こう言う意見があったということを記録して、個別の検討委員会、事業計画においてその意見が意見として継続されるよう扱う。
- 4．答申原案の作成は、吉田副会長を中心をお願いしたい。
- 5．次回再生会議（6月16日）の1週間前までに答申原案を各委員に配布し、次回は答申原案に基づいて議論する。
- 6．県民からいただいた意見は答申原案の作成に参考とする。